

副本

令和3年(ネ)第588号 個人番号利用差止等請求控訴事件

控訴人 平野かおるほか75名

被控訴人 国

答 弁 書

令和3年10月1日

大阪高等裁判所第11民事部二係 御中

被控訴人指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部(送達場所)

(電話 06-6311-9336)

(FAX 06-6311-9337)

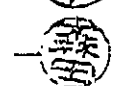
部 付 山 崎 岳



訟 務 官 金 平 浩



法 務 事 務 官 森 田 健



〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3





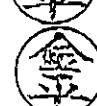

デジタル庁

統括官付参事官 木 村 公








統括官付参事官付参事官補佐 船 木 麻



統括官付参事官付参事官補佐	大	江	裕	貴	
統括官付参事官付主査		澤	美	帆	
統括官付参事官付主査	定	光	貴	史	
統括官付参事官付主査	大	山	伊	知郎	
統括官付参事官付	後	藤田	悠	人	
統括官付参事官付	鹿	目	優		

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局住民制度課

理 事 官	光	永	祐	子	
課 長 補 佐	白	井	智	彦	
係 長	手	塚	聡		
係 長	瀧	口	健	太	
主 査	小	林	広	生	
総務事務官	知	念	良	輝	
総務事務官	平	間	將	史	
総務事務官	松	本	大	介	
総務事務官	市	川	朝	陽	

第1	控訴の趣旨に対する答弁	4
第2	被控訴人の主張	4
1	はじめに	4
2	個人情報の国家的集約化に関する控訴人らの主張について	4
3	憲法13条のプライバシー権に関する控訴人らの主張について	7
4	原判決の判断枠組みに関する控訴人らの主張について	10
5	原判決の当てはめ（番号制度の目的の正当性・目的適合性）に関する控訴人らの主張について	12
6	原判決の当てはめ（法制度上又はシステム技術上の措置）に関する控訴人らの主張について	14
7	番号利用法19条14号及び16号（令和3年改正法55条による改正後は番号利用法19条17号）に関する控訴人らの主張について	19
第3	結語	20

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

## 第2 被控訴人の主張

### 1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審における口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

これに対し、控訴人らは、控訴人らの令和3年5月7日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において、原判決には誤りがある旨を主張するが、その内容は、原審における主張の繰り返しか、あるいは控訴人ら独自の見解に基づいて原判決を批判するものにすぎず、それらにいずれも理由がないことは明らかである。もっとも、被控訴人は、以下において、念のため、控訴理由書における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等の使用については本書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。また、原審における被控訴人の準備書面を「原審被告第1準備書面」等という。

### 2 個人情報に関する国家的集約化に関する控訴人らの主張について

## (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、いわゆるデジタル改革関連法が「国が整備するガバメントクラウドを全省庁のみならず、全国の自治体にも使わせ、国・自治体のシステムの集約・共同化を目指している。これにより、自治体がこれまで個々の個人情報保護措置のもとに有していた個人情報を国が管理することが可能となる。」(控訴理由書2ないし3ページ)との理解を前提に、ビッグデータの利用によるプロファイリングの危険性を指摘するなどして、個人情報の国家的集約化による危険性を指摘する(控訴理由書5ないし15ページ)。

## (2) 被控訴人の反論

ア いわゆるデジタル改革関連法は、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(同第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(同第37号。以下「令和3年改正法」という。)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(同第38号)、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(同第39号)及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(同第40号)から成る法律群である(以下、上記6つの法律を併せて「デジタル改革関連法」という。)。デジタル改革関連法は、デジタル社会の形成により我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を図るものであり(デジタル社会形成基本法1条参照)、デジタル社会の形成やこれに必要なデジタル庁の設置のほか、デジタル社会の形成に向けた対応として必要になる法制上の措置を定めるものである。そして、令和3年改正法は、番号制度における個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供場面を一部拡大するものであるが、番号制度の仕組みそのものに変容をもたらすものではない。

すなわち、原審被告第2準備書面24ないし25ページで述べたとおり、

番号制度は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号や情報提供ネットワークシステムなどの基盤を活用することにより、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」とともに、これにより、「行政運営の効率化」及び「行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」を図り、かつ、「国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」ことを目的とするものであり（番号利用法1条）、特定個人情報の収集、利用、保管及び提供を厳しく制限している。また、原審被告第1準備書面42ページで述べたとおり、番号制度の下においても、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する「一元管理」の方法は行われず、従来どおり、各機関がそれぞれ個人情報を保有する「分散管理」の方法が執られている。そして、番号利用法は、①個人番号を利用できる場合をポジティブリスト（限定列挙）方式で定め、その範囲内においてのみ、個人番号の利用を可能とし（原審被告第1準備書面22ページ）、②例外的に特定個人情報の提供が許される場合については、番号利用法19条各号において定めている（同23ページ）。

しかるところ、令和3年改正法は、前記①（個人番号の利用範囲）について、国家資格に関する事務での利用（同法56条による改正後の番号利用法別表第1）等について拡大し、前記②（特定個人情報の提供）について、国家資格に関する事務における戸籍関係情報の情報連携（同条による改正後の番号利用法別表第2）や、一の使用者等における従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係業務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報の提供（令和3年改正法55条による改正後の番号利用法

19条4号)等について拡大しているが、他方で、前記のとおり番号制度の仕組み自体については、改正がされていない。

イ. これに対し、控訴人らは、前記(1)のとおり、デジタル改革関連法が「国が整備するガバメントクラウドを全省庁のみならず、全国の自治体にも使わせ、国・自治体のシステムの集約・共同化を目指している。」旨主張する。

しかしながら、政府が整備・運用を目指すガバメントクラウドは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境を指すものであって、国において個人情報の集約、利用を目的とするものではない。ガバメントクラウドの運用においても、特定の単一の機関が各行政機関の管理する個人情報を集約して管理する「一元管理」の方法は行われず、従来どおり、各機関がそれぞれ個人情報を保有する「分散管理」の方法が執られるものである。

このように、デジタル改革関連法は、番号制度自体の仕組みを变容させるものではなく、かつ、ガバメントクラウドにより「一元管理」の方法を行うものでもないことから、政府が国民や外国人住民の個人情報を一元管理するなどの「個人情報の国家的集約化」により、国家による監視社会化につながる危険が増大するかのようなの控訴人らの前記(1)の主張は、理由がない。

### 3 憲法13条のプライバシー権に関する控訴人らの主張について

#### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、原審において、「憲法13条が、個人情報の収集等がなされる各場面において、事前に目的を示され、その目的のための収集等について同意権を行使することによって自己のプライバシーを保護し、自己の対外的イメージをコントロールできるという意味での自己情報コントロール権を保障している」旨主張したのに対し、原判決が、「行政機関が個人に関する情

報を利用するにつき逐一本人に告知し、同意を求めることは現実的に困難であることに照らすと、上記の同意権まで憲法13条により保障されるとすれば、個人情報の取扱いについて、必要以上に硬直化させるという弊害も生じ得る。」とし、「憲法13条が、そうした点を考慮することなく、個人に関する情報について、その収集等がなされる各場面において、事前に目的を示され、その目的のための収集等について同意権が行使できることを、あらゆる場面を通じて一律に保障していると解することは困難である。」と判断した（原判決45ページ）ことについて、プライバシー権に対する理解が不十分であると主張する（控訴理由書15ないし17ページ）。

## (2) 被控訴人の反論

ア 憲法13条は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保障したものであると解され、これを超えて控訴人らが主張するような自己情報コントロール権を保障したものであるとは解されず、また、そのような自己情報コントロール権が差止請求及び削除請求の根拠たり得る実体法上の権利であるとも認められないこと、かかる解釈が住基ネット判決その他の最高裁判例に沿うものであることは、従前から被控訴人が主張しているとおりでである（原審被告第2準備書面7ないし9ページ、原審被告第5準備書面7ないし8ページ、原審被告第6準備書面5ページ）。

(ア) すなわち、自己情報コントロール権を実体法上の権利として明示的に定めた法令は存在しない。行政機関個人情報保護法も、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権を明文で定める（同法12条、27条及び36条）にとどまり、それ以上に自己情報コントロール権を認めたものとは解されない。また、自己情報コントロール権を論ずるに当たっては、「自己に関する情報」とは何か、「コントロール」とはどのような行為かなど、同権利の外延及び内容（誰に対して何を請求できる権利か。）



を明確にする必要があるところ、これらの点について統一した見解は見られない（増森珠美・最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕153ページ参照）のであって、その概念はいまだ不明確である。

このように、自己情報コントロール権は、その概念自体がいまだ不明確であり、統一的な理解が得られていないものであるから、憲法13条で保障されているとは解されず、名誉権などのようなそのみで排他性を有する人格権とは異なり、差止請求及び削除請求の根拠たり得る実体法上の権利とも認められない。

(1) 最高裁判例は、憲法13条により保障された人権としての「プライバシー権」が認められるか否か、その内容はどのようなものであるかなどについては判示しておらず、また、私人間においてプライバシー侵害が違法と認められた事案でも、人格権としての「プライバシー権」を認めることについては、慎重な立場をとっている。このことは、「プライバシー」という概念自体が極めて多義的であって、その外延及び内容が不明確であることを考慮したものと解されている（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕154ないし158ページ参照）。

また、不法行為の成否等が問題となった場面においても、伝統的なプライバシー概念に属する権利ないし利益を超えて、いわゆる情報コントロール権又はこれに類する内容の権利ないし人格的利益が認められるか否かについて判示した最高裁判例もない（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕161ページ参照）。

この点、住基ネット判決は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由という限度では、プライバシー権が憲法13条により保障されることを肯定したが、「プライバシー権」ないしその一内容としての「自己情報コントロール権」が憲法上保障された人権と認められるか否かについては正面から判断していない。もっとも、住基ネッ

ト判決があえて住基ネット訴訟控訴審判決と異なる判断枠組みを採用していること、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」については明示的に憲法13条により保障された人権として認める判断をしていることとの対比からすれば、少なくとも、住基ネット訴訟控訴審判決が肯定したところの、行政機関による個人識別情報の管理、利用等に同意するか否かを自ら決定する権利という内容の「自己情報コントロール権」については、憲法上の人権とは認められないとの判断を前提にしたものと解される（前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕162ないし164ページ参照）。

なお、住基ネット判決が、行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為について、データマッチングの抽象的可能性を前提としつつ（住基ネット訴訟控訴審判決と異なり、データマッチングの具体的な危険が生じているとはいえない旨判示している。）、上記のとおり、自己情報コントロール権について、憲法上の人権とは認められないと判断していると解されることからすると、住基ネット判決は、行政機関が情報提供ネットワークシステムにより個人に関する情報を収集等することによりデータマッチングを行う抽象的可能性があることをもって、憲法上「自己情報コントロール権」が保障されていると解すべきではないことを示すものといえる。

イ 原判決は、こうした状況を踏まえ、自己情報コントロール権について、憲法上の人権として認められないと判断したものと考えられるから、従前の最高裁判例に沿うものである。

したがって、原判決のプライバシー権に対する理解が不十分であるとの控訴人らの前記(1)の主張は、理由がない。

#### 4 原判決の判断枠組みに関する控訴人らの主張について

##### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、原判決が、「個人情報に漏えいした場合に、漏えいした特定個人情報の名寄せにより、本人の関与しないところで、その意に反した個人像が勝手に作られるというプロファイリングの危険性や、プロファイリングによって、他人がその本人に成りすますことが容易になり、本人の関与しないところで歪んだ個人像が作られるという危険性が生じる可能性が存することが認められるところ、このような個人情報の漏えいによる影響が重大であることは否定できない。」（原判決45及び46ページ）と判示したことに対し、番号制度によるプライバシー権侵害を個人情報の漏えいの文脈でのみ捉え、プロファイリングをもその文脈で捉える過ちに陥った結果、極めて形式的かつ不十分な判断にとどまっていると主張する（控訴理由書17ないし19ページ）。

## (2) 被控訴人の反論

ア 前記3(2)で述べたとおり、憲法13条が、「自己情報コントロール権」や「個人情報の収集等がなされる各場面において、事前に目的を示され、その目的のための収集等について同意権を行使することによって自己のプライバシーを保護し、自己の対外的イメージをコントロールできる権利」を保障しているとは解されず、原判決は、これを前提とする判断枠組みに従った検討をしているのであるから、控訴人らの前記(1)の主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

イ これをおくとして、控訴人らは、「個人情報の漏えいがなくとも、国等が権限を濫用してプロファイリングを行う危険性があり、さらには形式的には法令の枠内で合法的にプロファイリングが行われる危険が問題なのである」と主張しており（控訴理由書18ページ）、その主張は、プロファイリングがなされる抽象的な危険が生じていることをもって憲法13条によって保障される権利・自由に対する侵害があるとするものとも解し得る（なお、控訴人らの主張及び提出証拠に照らしても、プロファイリングが

される具体的な危険が生じているとは認められない。)

しかしながら、憲法13条が個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利・自由を保障したものと解されること(芦部信喜「憲法学Ⅱ人権総論」347ページ等)からすれば、個人に関する情報が「みだりに」第三者に開示又は公表されたか否かについては、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点から判断されるべきものと考えられる(前記最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕163ないし164ページ)。

そうすると、原判決が、プロファイリングの影響について前記(1)において引用したとおり判示したことは(原判決45ないし46ページ)、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点を踏まえたものと考えられるから、正当というべきである。

ウ したがって、番号制度によるプライバシー権侵害を個人情報漏えいの文脈でのみ捉え、プロファイリングをもその文脈で捉える過ちに陥った結果、極めて形式的かつ不十分な判断にとどまっているとする控訴人らの前記(1)の主張は、理由がない。

## 5 原判決の当てはめ(番号制度の目的の正当性・目的適合性)に関する控訴人らの主張について

### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、原判決が番号制度の目的を、①情報システムの運用による行政運営の効率化を図ること、②情報システムの運用を通じた行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ること、③国民にとっての手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性向上であると認定し、いずれの目的も正当であると認定したこと(原判決46ないし47ペー

ジ) に対し、番号制度の真の目的は行政運営の効率化を図ること等ではないとして、番号制度の目的に正当性はないと主張する(控訴理由書19ないし23ページ)。また、控訴人らは、原判決が番号制度は上記①ないし③の目的に適合すると判示したこと(原判決47ないし48ページ)に対し、「原判決は、何ら合理的な検討をしていないにもかかわらず、マイナンバー制度に関する手段は、その目的に適合していると抽象的に、しかも被控訴人の主張を鵜呑みにして判断していることから、原判決の判断は誤りである。」と主張する(控訴理由書23ないし25ページ)。

## (2) 被控訴人の反論

ア 番号制度は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民が利便性の向上を得られるようにすることなどを目的としており(番号利用法1条)、これらがいずれも正当な行政目的であることは明らかである。また、番号制度導入による行政や民間企業の事務の効率化等により、年間1兆1500億円の経済効果があり、番号制度を通じた電子行政推進や民間企業等の業務の効率化により、年間3兆円以上の導入効果があるとの試算もあること、今後の利活用に関する行政効果などに照らせば、番号制度が、我が国全体の行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上に資することもまた明らかである。

この点、住基ネット判決も、住基ネットについて、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲で行われている旨判示して、その行政目的の正当性を認めており、これと共通性を有する番号制度の目的についても、正当なものであるというべきである。

イ また、控訴人らは、宇賀克也最高裁判所判事の著書「マイナンバー法と情報セキュリティ」を引用し、番号制度について、事業所得や資産の把握について限界がある旨を指摘しているが(控訴理由書22ページ)、前掲

書籍 91 ページにおいては、「給与等の支払者が法定調書に記載した個人番号と給与等の受取者が納税申告書に記載した個人番号を突合することにより、個人の所得情報を正確かつ迅速に把握することが可能となり、また、扶養控除の重複申請を発見することも容易になる。これにより、所得を正確に把握しうる範囲が拡大することは確かである。」等と記載されていることからすれば、上記指摘部分は、番号利用法の目的にかなう効果があることを前提に、その限界を確認している趣旨のものと解されるのであって、そのような限界があるゆえに、番号利用法の目的の正当性が否定されることにはならない。

ウ 以上の点を含む番号制度の目的の正当性及び目的適合性については、被控訴人が原審において主張したとおりである（原審被告第2準備書面11ないし14ページ、原審被告第5準備書面8ないし11ページ、原審被告第6準備書面8ないし9ページ）。

そして、原判決は、番号制度の目的の正当性及び目的適合性について、同制度のもたらす効果を踏まえて、その正当性を正しく評価している（原判決47ないし48ページ）。

エ したがって、番号制度の目的に正当性がない、又は原判決が何ら合理的な検討をしていないにもかかわらずその目的適合性を認めているとの控訴人らの主張に、理由がない。

## 6 原判決の当てはめ（法制度上又はシステム技術上の措置）に関する控訴人らの主張について

### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、刑事事件の捜査や公安警察活動（番号利用法施行令別表9号、16号及び17号に掲げる手続）について、番号利用法19条14号（令和3年改正法55条による改正後は番号利用法19条15号）、番号利用法36条及び番号利用法施行令34条により委員会の監督が適用除外とされてい

ることについて、任意捜査や公安警察活動においては、刑事訴訟法の規律が及ばないため、捜査機関の個人番号及び特定個人情報の収集等を抑制する機関や制度が存在せず、何らの制限なくこれらの収集が行われるということになるため、法制度上の不備がある旨主張する（控訴理由書25ないし34ページ）。

また、控訴人らは、原判決が摘示する情報提供ネットワークシステムのシステム技術上の保護措置は、個人番号を取り扱う際の保護措置として十分でない、情報提供ネットワークシステムは番号利用法19条7号及び8号（令和3年改正法55条による改正後は番号利用法19条8号及び9号）に該当しない個人番号の提供については利用されないから、システム技術上の保護措置は十分でない等と主張する（控訴理由書35ないし36ページ）。

## (2) 被控訴人の反論

ア 番号利用法19条14号は、例外的に特定個人情報の提供を許容する場合として、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（中略）第104条第1項（中略）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（中略）第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第36条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。」を掲げている。

捜査機関が刑事事件の捜査のためであれば無制限に特定個人情報を収集できるものではないのは当然であり、捜査機関に対する個人情報の提供が、刑事訴訟法等の法令の定める手続（刑事訴訟法189条2項、191条1項等）に従って行われることを要するところ、番号利用法19条14号の「刑事事件の捜査」は、このような捜査を前提とするのであって、番号利用法上、刑事事件の捜査が行われる場合であればどのような場合でも必ず

特定個人情報の提供が認められるものではない。

また、番号利用法9条5項（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則14条による改正後は番号利用法9条6項）により、捜査機関は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用できるにすぎない。このことは、番号利用法施行令別表9号、16号及び17号に掲げる手続についても同様である。

したがって、番号利用法上、刑事事件の捜査及び番号利用法施行令別表9号、16号及び17号に掲げる手続について、特定個人情報の収集利用が無限定に可能とされているわけではなく、これが可能であるかのように述べる控訴人らの主張は番号利用法の解釈を誤ったものである。

また、番号利用法36条は、刑事事件の捜査を含む各議院審査等のために特定個人情報が提供される場合について、同法33条（指導及び助言）、34条（勧告及び命令）、35条（報告及び立入検査）の規定による委員会の監督の対象から除外するものである。これは、上記各条を適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、さらに、それぞれの手続の性質上、独立性が強く要求され、また、刑事事件の捜査等は、裁判手続に付随する準司法手続である上、密行性が要求され、一方で刑事訴訟法等において、各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられているためである。

したがって、番号利用法36条が、刑事事件の捜査等について、同法33条ないし35条を適用除外としていることをもって、捜査機関が際限なく個人情報を収集できるものではない。

以上のとおり、刑事事件の捜査等について、特定個人情報の提供や個人番号の利用について厳格に規制している上、特に慎重な対応が必要である刑事事件の捜査に係る強制処分については裁判所による令状審査に服する等、刑事訴訟法等の制約にも服するものであることからすれば、委員会の



監督の対象から除外されているからといって、何らの制限なく個人番号及び特定個人情報の収集が行われるということになり、法制度上の不備があるとは到底いえず（原審被告第9準備書面9ないし10ページにおいて、従前から被控訴人が主張しているとおりである。）、このことは、原判決においても正当に説示されている（51ないし52ページ）。

この点、控訴人らは、原判決が「刑事事件の捜査として特定個人情報を収集する場合には、刑事訴訟法の規定により厳格に規律されるのであり、令状審査や公判における証拠能力の判断の場面において、裁判所の審査が及ぶ。」（51ページ）と判示したことについて、捜査機関が任意捜査を行う場合には裁判所の令状審査が及ぶ余地がなく、刑事訴訟法の構造や犯罪捜査について誤った理解に基づいて判断しているとも主張する（控訴理由書29ページ）。しかしながら、前記判示は、「刑事訴訟法の規定により厳格に規律されるのであり」とした上で、令状審査に加え、「公判における証拠能力の判断の場面において、裁判所の審査が及ぶ」と判断しているものであって、前記判示が任意捜査にも令状審査が及ぶと判断したものであると解するのは、前記判示を正解しないものというべきである。

イ また、情報提供ネットワークシステムのシステム技術上、個人番号及び特定個人情報の漏えい等を防止するための保護措置が適切に講じられていることは、従前から被控訴人が主張しているとおりである（原審被告第1準備書面41ないし43ページ、原審被告第2準備書面15ないし16ページ、原審被告第5準備書面20ないし22ページ）。

すなわち、番号制度においては、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する「一元管理」の方法ではなく、従来どおり、各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法を執り、かつ、情報提供ネットワークシステムは、番号利用法が規定しない情報連携

についてアクセスを制御し、同法が規定しない情報連携を防止するシステムとなっている。すなわち、各地方公共団体が自治体中間サーバーで管理するデータは、情報保有機関である各地方公共団体が管理する情報へのアクセス権限を設定することによりアクセスできる者を限定し、かつ、それぞれ暗号化されたデータベースにおいて、管理することとしている。よって、データを保有する地方公共団体以外は当該データを取り扱えないこととなっており、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（デジタル庁設置法附則41条による改正後には内閣総理大臣。番号利用法21条1項。以下同じ。）が自治体中間サーバーにアクセスして個人の情報を把握することはシステム上なし得ないよう措置されている。

また、各機関が情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たっては、本人を一意に特定する何らかの識別子を介在させることにより、他の機関が有するデータベースの中から必要な情報を特定する必要があるが、番号制度においては、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）は用いられず、また、個人番号を直接個人を特定する共通の識別子として用いず、当該個人を特定するための情報提供用個別識別符号（番号利用法21条の2）を識別子として用いるため（番号利用法施行令20条）、情報提供ネットワークシステムの設置・管理者が、当該個人情報に具体的に誰の情報であるかを識別し把握することは不可能である上、情報提供ネットワークシステムを通じた通信が情報照会者のみでしか復号できないよう暗号化されているため、たとえ情報提供ネットワークシステムの設置・管理者である総務大臣であっても、情報連携が行われている通信回線内の情報を確認することができない仕組みとなっている。

ウ さらに、情報提供ネットワークシステムを除く情報システムによって特定個人情報が提供される場合の保護措置として、番号利用法12条において個人番号利用事務等実施者の安全管理措置義務が定められているほか、

特定個人情報を提供する各事務に関する個別法が規定する安全性等を確保するための措置（住民基本台帳法30条の24等）や、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令が定める措置（番号利用法施行令22条及び24条等）等が挙げられ、適切な管理を行っていることは、従前から被控訴人が主張しているとおりでである（原審被告第3準備書面3ないし4ページ，原審被告第4準備書面5ないし6ページ）。

そして、この点についても、原判決は、正しくかつ具体的に認定している（原判決50ないし51ページ）。

エ したがって、控訴人らの前記(1)の主張は、理由がない。

#### 7 番号利用法19条14号及び16号（令和3年改正法55条による改正後は番号利用法19条17号）に関する控訴人らの主張について

##### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、番号利用法19条14号による委任は白紙委任であり、番号利用法施行令別表各号は委任の範囲を超える旨主張する（控訴理由書36ないし41ページ）。また、番号利用法19条16号についても、白紙委任であるとし、個人情報保護委員会規則に委任されていることは問題である旨主張する（控訴理由書41ないし42ページ）。

##### (2) 被控訴人の反論

ア 番号利用法19条14号は白紙委任を認めるものではないから、同号による委任が遑憲である旨の控訴人らの主張には理由がないこと、番号利用法施行令25条及び同令別表各号が番号利用法19条14号の委任の範囲を超えるものでないことは、従前から被控訴人が主張しているとおりであり（原審被告第9準備書面5ないし10ページ），原判決においても正しく認定されている（原判決59ないし61ページ）。

イ また、番号利用法19条16号の規定は、同条1号ないし15号に「準ずるものとして」個人情報保護委員会規則で定める場合に特定個人情報の

提供を認めるものであり、各号のいずれかに「準ずる」場合の委任を認めるものであって、個人情報保護委員会規則で無制限に定めることを許容する趣旨ではなく、白紙委任を認めるものではない。

なお、控訴人らは同条16号において個人情報保護委員会規則に委任していることも問題視するが、委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関であって、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とし、国の行政機関を含む全ての監督対象機関からの独立性を確保するためにいわゆる「三糸委員会」として設置された委員会である上、法律により所掌事務について規則制定権を付与されている（個人情報保護法74条）のであるから、特定個人情報の取扱いに関する事項につき個人情報保護委員会規則に委任することは問題視されるべきものではない。

ウ したがって、控訴人らの前記(1)の主張は、理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり、控訴人らの主張はいずれも理由がなく、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

別紙

## 略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	第1準備書 面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	第1準備書 面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	第1準備書 面	11	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	第1準備書 面	11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	第1準備書 面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	第1準備書 面	17	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	第1準備書 面	18	

(平成26年政令155号)				
機構	地方公共団体情報システム機構	第1準備書 面	18	
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名，住所，生年月日，性別，個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	第1準備書 面	19	
住基カード	住民基本台帳カード	第1準備書 面	20	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	第1準備書 面	20	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）	第1準備書 面	21	
委員会	個人情報保護委員会	第1準備書 面	24	
行政機関の長等	行政機関の長，地方公共団体の機関，独立行政法人等，地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	第1準備書 面	24	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	第1準備書 面	27	
評価書	番号利用法27条1項の規定により，行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	第1準備書 面	29	

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	第1準備書面	30	
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	第1準備書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	第1準備書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年5月19日付け第1準備書面	第2準備書面	5	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	第2準備書面	5	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第2準備書面	5	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第2準備書面	5	
国賠法	国家賠償法	第2準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める請求	第2準備書面	5	
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第2準備書面	5	

住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第2準備書面	8	
管理、利用等	収集、管理又は利用	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決（民集62巻3号777ページ）	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決（民集62巻3号665ページ）	第2準備書面	8	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	第2準備書面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	第2準備書面	12	
（別添）安全管理措置（事業者編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の別添資料である	第2準備書面	17	
（別添）安全管理措置（行政機関等編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の別添資料である	第2準備書面	17	
被告第2準備	被告の平成28年7月28日付け第2準備	第3準備書	3	



書面	備書面	面		
原告準備書面 2	原告らの平成29年2月16日付け準備書面2	第4準備書面	3	
被告第3準備書面	被告の平成29年2月16日付け第3準備書面	第4準備書面	3	
各地方公共団体の中間サーバー	地方公共団体の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる情報の副本を保存、管理する中間サーバー	第4準備書面	4	
原告準備書面 1	原告らの平成28年11月15日付け準備書面1	第5準備書面	5	
原告準備書面 3	原告らの平成29年5月9日付け準備書面3	第5準備書面	5	
原告準備書面 4	原告らの平成29年6月30日付け準備書面4	第5準備書面	5	
被告第4準備書面	平成29年5月16日付け被告第4準備書面	第5準備書面	20	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第5準備書面	20	
CS	住基ネットのコミュニケーションサーバー	第5準備書面	27	
原告準備書面 5	原告らの平成29年10月24日付け準備書面5	第6準備書面	5	
原告準備書面 6	原告らの平成30年1月18日付け準備書面6	第6準備書面	5	
原告準備書面 7	原告らの平成30年3月1日付け準備書面7	第6準備書面	5	

被告第5準備書面	平成29年10月26日付け被告第5準備書面	第6準備書面	5
原告準備書面8	原告らの平成30年7月11日付け準備書面8	第7準備書面	3
原告準備書面9	原告らの平成30年7月11日付け準備書面9	第7準備書面	3
原告準備書面10	原告らの平成30年10月11日付け準備書面10	第7準備書面	3
被告第6準備書面	平成30年5月17日付け被告第6準備書面	第7準備書面	3
年金機構	日本年金機構	第7準備書面	6
本事案	株式会社SAY企画に委託された扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかずに他の事業者に再委託されていた事案	第7準備書面	6
原告準備書面11	原告らの平成30年12月28日付け準備書面11	第8準備書面	3
原告準備書面12	原告らの平成31年1月21日付け準備書面12	第8準備書面	3
原告準備書面14	原告らの令和元年7月11日付け準備書面14	第9準備書面	3
原告準備書面15	原告らの令和元年7月11日付け準備書面15	第9準備書面	3
原告準備書面16	原告らの令和元年10月17日付け準備書面16	第9準備書面	3

原告準備書面 17	原告らの令和元年10月17日付け準備 書面17	第9準備書 面	3	
税務当局に係 る事案	国税当局及び地方税当局から事業者に委 託された源泉徴収票等の入力業務が契約 に違反して他の事業者に委託されていた 事案	第9準備書 面	11	